

奈良県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 今木出口線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
2 2 2	吉野郡大淀町大字馬佐六八五番五 先から 吉野郡大淀町大字馬佐七一四番一 先まで	

四 供用開始年月日

平成二十六年三月二十五日